

自動運行装置に係る基準(UN-R157 関係等)

- 適用範囲

- 自動運行装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特別自動車並びに被けん引自動車を除く。)

- 改正概要

- ① 自動運行装置について、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則(UN-R157)」の改訂案が、令和4年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。

- ② 改訂された技術要件の概要は以下のとおり。

- ・ システムの作動上限速度を引き上げるとともに、作動上限速度が 60 km/h 以上である場合には、車線変更を伴うリスク最小化制御を行うことが可能であることを必要とする。
- ・ 乗用車等に関し、車線変更機能を伴うものについては、車線変更を開始する際、後続車に対して不要な減速を強いることのないよう、十分な車間距離の確保を必要とする。

- ③ また、本年4月に道路交通法の一部を改正する法律案が成立したことを踏まえ、運転者が不在となる場合を想定し、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止することを求める。

- 改正時期(予定) : 令和5年1月上旬

- 適用時期(予定) : ①②については新 型 車 : 令和5年9月
継続生産車 : 令和9年9月
③については令和5年1月上旬